三　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために公庫が設置する次の相談窓口に係る事案
イ　高病原性鳥インフルエンザ関連特別相談窓口
ロ　「生活対策」中小企業金融緊急特別相談窓口
ハ　建築関連中小企業者対策特別相談窓口
ニ　ガソリン・軽油販売関連中小企業金融支援対策特別相談窓口
ホ　新型インフルエンザ関連中小企業金融支援対策特別相談窓口
ヘ　口蹄疫に関する中小企業支援対策特別相談窓口
ト　円高等対策特別相談窓口
チ　日本振興銀行株式会社関連特別相談窓口
リ　株式会社武富士関連特別相談窓口

（実施期間）

第二条　法第二十二条第一項に規定する危機対応業務及び危機対応円滑化業務として実施する期間については、次に定めるとおりとする。

一　前条第一号の事案については、平成二十三年九月三十日までとする。ただし、次条第八号に掲げる者を対象とする産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号。以下「産活法」という。）第二十四条の二第一項に規定する指定金融機関（法第十一条第二項に規定する指定金融機関をいう。以下同じ。）による出資を危機対応業務として実施する場合の期間については、平成二十三年五月二十五日から平成二十四年三月三十一日までとする。

二　前条第二号及び第三号の事案（以下「災害等に係る事案」という。）については、平成二十四年三月三十一日までとする。

第二章　東日本大震災に関する事案

（危機対応業務の対象となる者）

第三条　株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令（平成二十年財務省農林水産省経済産業省令第二号。以下「省令」という。）第十条第一号に規定する危機対応業務の対象となる者のうち、東日本大震災に関する事案に関する危機対応業務の対象となる者は、次に定めるものとする。

一　東日本大震災により被害を受けた中小企業者等（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者及び株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号。以下「令」という。）第四条第二号イからヌまでに掲げる者であって、特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されていることと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。）を除いたものをいう。以下同じ。）

二　東日本大震災の影響により、一時的に売上げの減少その他の業況の悪化を来している中小企業者等であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの

三　東日本大震災により被害を受けた中堅企業等（中堅企業（資本金十億円未満の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者及び令第四条第二号イからリまでに掲げる者（以下「組合」という。）並びに特別目的会社を除く。）及び資本金十億円以上の法人であって同号ヌに掲げる者（同欄に掲げる者を除く。）をいう。以下同じ。）、大企業（中堅企業及び中小企業者等以外の法人をいう。以下同じ。）並びにこれらに準ずるものをいう。以下同じ。）

四　東日本大震災の影響により、一時的に売上げの減少その他の業況の悪化を来している中堅企業等であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの

五　前二号に掲げる者に対して、出資並びに資金の拠出及び貸付けを行うことを目的とする組合又は事業体（投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項の投資事業有限責任組合契約によって成立する無限責任組合員及び有限責任組合員からなる組合をいう。）その他これに準ずる事業体であって、かつ、当該組合又は事業体が行う出資並びに資金の拠出及び貸付けの適切性及び公正性を確保するための措置が講じられているものに限る。以下同じ。）

六　東日本大震災により被害を受け、又は東日本大震災の影響により、一時的に売上げの減少その他業況の悪化を来しているが、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれる関連事業者（下請け事業者、主要取引先又はその他の関連事業者をいう。次条第八項において同じ。）に対して資金融通を行う大企業（当該大企業には、当該大企業を中核とする企業集団の資金管理をその主たる目的としている金融会社を含むものとする。同項において同じ。）

七　東日本大震災の影響により、短期社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一項に規定する短期社債をいう。以下同じ。）の発行による資金調達に困難を来している信用力のある中堅企業等

八　東日本大震災の影響により、認定事業者（産活法第二十条第一項に規定する認定事業者をいう。）又はその関係事業者が認定計画（産活法第十八条第一項に規定する認定計画をいう。以下同じ。）に従って事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合又は資源生産性革新のための措置を行うのに必要な資金について、一般の金融機関が通常の条件により出資を行うことが困難な場合であって、産活法第二十四条の二第一項に規定する出資を受けることができる旨が記載された認定計画（平成二十三年九月三十日までに主務大臣に提出して、その認定を受けたものに限る。）に基づき出資を受けようとする事業者

（ツーステップ・ローンに関する事項）

第四条　東日本大震災に関する事案に関する危機対応円滑化業務のうち、ツーステップ・ローン（法第十一条第二項第一号に規定する資金の貸付けをいう。以下同じ。）については、前条第一号から第七号までに掲げる者を対象として指定金融機関が次項以下に定めるところにより行う危機対応業務について、実施するものとする。

2　前条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等（法第二条第五号に規定する特定資金の貸付け等をいう。以下同じ。）については、その限度額は既存貸付残高にかかわらず、三億円（組合については、九億円）とし、同時期に公庫が実施する東日本大震災復興特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

3　前条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は七億二千万円とし、同時期に公庫が実施する東日本大震災復興特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

4　前条第三号及び第四号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等（短期社債の取得を除く。）については、他の金融機関等と協調して実施するものとする。ただし、対象とすべき事案の性質に鑑み、他の金融機関等が貸付け等を行うことに支障がある場合は、この限りでない。

5　前項に定める特定資金の貸付け等のうち、円滑な資金供給を行うことを目的として、協働して貸付け等に取り組むこととした他の金融機関からの申込みに基づいて実施するものについては、次に掲げる要件を全て満たす場合に限り行うことができるものとする。

一　指定金融機関が協働して特定資金の貸付け等に取り組む金融機関については、指定金融機関があらかじめ業務の実施体制及び実施方法を確認し、協働して取り組む旨を公表したものであること。

二　当該金融機関が支援する者を対象とする特定資金の貸付け等であって、当該金融機関からの新たな貸付け等の金額が特定資金の貸付け等の金額以上であること。